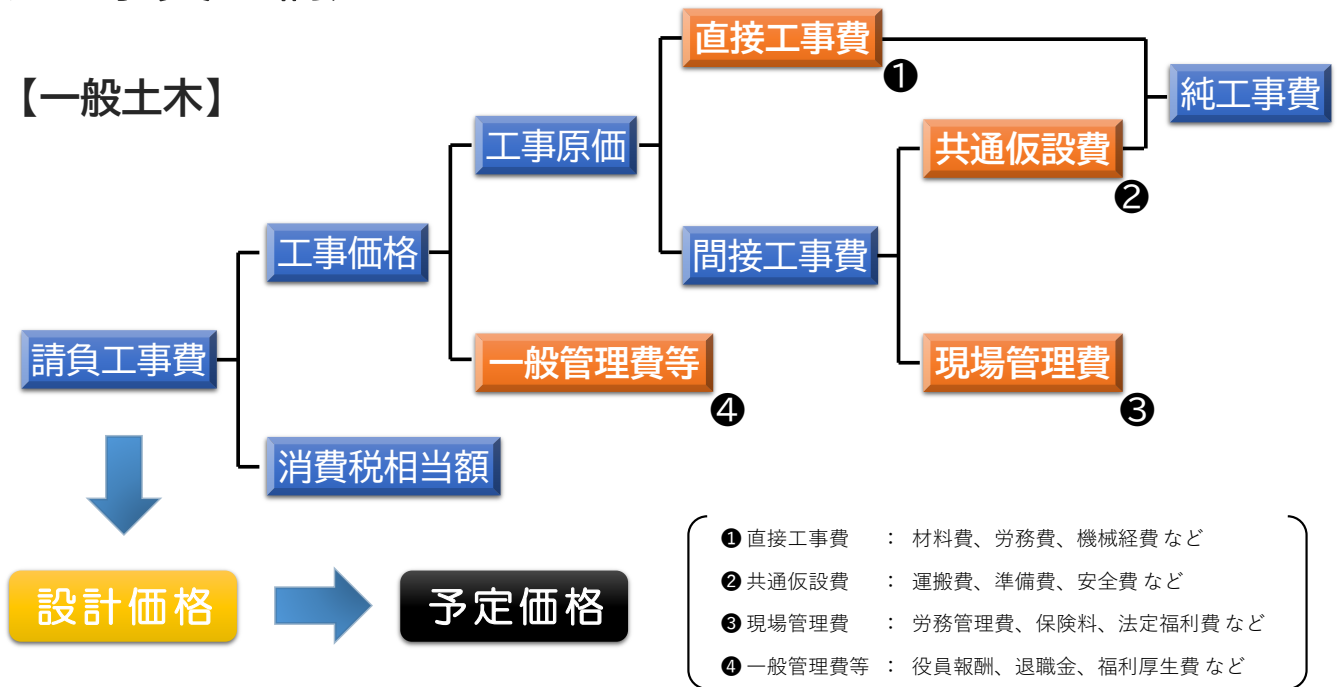


◆ 工事費の構成



◆ 積算単価

工事費 : 公開されている標準積算基準書や 設計資材単価等決定基準 を基に算出

- 積算に用いる資材単価等は各事業単価表による
- ただし、各事業単価表に決定されていないものについては、物価資料、特別調査、見積書等の順に決定
- 見積設計単価等は、令和5年4月1日以降の入札公告等分から、原則公表

◆ 最低制限価格

- ・ 品質確保 及び ダンピング受注防止 の観点等から設定
- ・ 建設工事等の最低制限価格は、令和4年4月1日以降の入札等分から、事後公表
- ・ 最低制限価格決定の透明性・公平性を確保するため、令和5年4月1日以降の入札公告等分から、設定範囲内における一定の調整を 廃止

R5.4.1～

(設定基準)

① 直接工事費	×	97%
② 共通仮設費	×	90%
③ 現場管理費	×	90%
④ 一般管理費等	×	68%

(設定範囲)

予定価格の
85～92%